

●香川県告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成23年6月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成23年4月30日	岩田眼科医院	さぬき市志度2211番地2
平成23年5月31日	宮崎歯科医院	坂出市元町1丁目10番24号
平成23年5月31日	豊永歯科クリニック	観音寺市吉岡町13番地5
平成23年5月31日	三和薬局	丸亀市土器町西5丁目498番地